

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2699号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

廣瀬神社 砂かけ祭り (奈良県河合町)



もくじ

論壇	活動	活動	政策	情報	フォーラム
----	----	----	----	----	-------

新政権と町村の将来……………	山本全国町村会長が意見陳述Ⅱ地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合……………	汐見副会長が地方税のあり方などで要請Ⅱ政府税制調査会……………	平成22年度予算概算要求出さそうⅡ政策解説……………	町村Navi……………	孤立的小規模集落の再生物語Ⅱ最大の資源は立ち上がった住民たちⅡ徳島県美波町……………
東京大学名誉教授 大森 彌……………(2)	……………(5)	……………(6)	……………(7)	……………(11)	……………(12)

閑話 休題

新政権に問う、農山村政策

明治大学教授

小田切

徳美

民主党を中心とする政権が発足した。この新政権がいかなる地域振興政策、特に空洞化が進む農山村に対する総合政策を打ち出すのが注目されている。

自民政権の末期には、選挙・政局を意識して、都市重視(小泉内閣)と地方・農山村重視(福田・麻生内閣)に方針が大きく振れた。このような選挙戦略といった次元とは無縁で骨太の国土・国民生活・国民経済における都市と農山村の位置づけとその関係のビジョンが語られなくてはならない。その際、新政権が特に意識すべきは、このままでは都市と農山村の対立傾向が強まる可能性がある点である。そこには2つの理由がある。

ひとつは、都市の高齢化の進行である。住民の年齢階層に偏りのある都市部では、今後急速に高齢化が進むことが予測されている。その先駆けが「オールド・ニュータウン」と呼ばれる郊外団地であり、高齢化のスピードはかつての中山間地域を上回るという。最近では、こうした近未来図が見えるにつれて、一部の識者が、「大都市の高齢化こそ問題だ」と早速論じ始めている。都市の不満と不安が増大する時には、「地方や

農山村を偏重しすぎたから、都市の危機が生じた」という筋違いの責任転嫁や農山村バッシングが生じやすい。小泉構造改革期がまさにその時期であった。

ふたつは、他ならぬ新政権の政策手法である。「戸別所得補償制度」に見られるように、直接給付型の政策手段が様々な分野でとられようとしている。しかし、特定の世帯や地域への直接給付は、給付対象者と非対象者、対象地域と非対象地域の無用な対立構造を作り出す可能性が少なくない。すでに定着している中山間地域等直接支払制度においても、この問題の緩和のために、政策当局や集落協定の現場は大きなエネルギーを割いている。

しかし、都市と農山村の感情的対立や国論の不毛な分裂からは、社会の未来は生まれない。両者の共生を軸とするユニークな国づくりへ向けた前進こそが求められている。それを十分に意識しない諸政策は、都市、農山村双方の将来に取り返しがつかない禍根を残すことになる。

そのために、あわてる必要はない。拙速であってはいけない。しかし、先見性のある前倒しのビジョン構築が必要である。

写真キャプション

第10代崇神天皇の御代に創建されたと伝わる奈良県河合町の廣瀬神社で、毎年2月に行われる砂かけ祭り。社殿前の広場に繩を張って田圃に見立て、田人(たびと)と参詣者がはげしく砂をかけ合う。砂は水。祭神の「若宇加能売命」(わかうがのみこと)は、砂が多く舞うほど恵みの雨を降らせるという。大和の水の守り神が見守る境内に、今年も五穀豊穡を願う人びとの歓声がこだまする。

新政権と町村の将来

東京大学名誉教授

大 森 彌

視 点

2009年夏の総選挙の結果は、日本政治史に画期を刻むことになった。マニフェスト選挙が行われ、自民党が大敗を喫し、過半数を制した民主党が、社民党・国民新党と組んで新政権を誕生させたからである。政権交代がほとんど世情不安を伴わずに実現したことは、わが国における民主制の成熟化をうかがわせるものといえるかもしれない。これに伴い政策と制度に、中止・廃止・凍結を含む「変化」が起こり、政権交代を印象づけているが、人びとの間に戸惑い・反発・心配も生じている。



大 森 彌 (おおもり わたる)

1940年生まれ。東京大学名誉教授。元東京大学教授・元千葉大学教授。専門は行政学・地方自治論。地方分権推進委員会専門委員、日本行政学会理事長、自治体学会代表運営委員などを歴任。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長、社会保障審議会介護給付費分科会会長、NPO地域ケア政策ネットワーク代表理事など。

マニフェスト選挙

マニフェスト選挙であった結果、政権党に気負いが目立つのはある程度しかたがない。マニフェストで国民に約束した政策の実現に与党とその内閣が頑張るのは当然である。政治主導を掲げる新内閣のある大臣が、「民主党のマニフェストは、国民からの命令書だと思ってもらいたい」と官僚に訓示したが、これは、マニフェストへの、したがって民主党政権への忠誠を求めたものといえる。

しかし、これは、マニフェストが絶対視されやすいことも示唆している。総選挙で民主党を支持した国民は圧倒的多数ではなかつ

た。民主党の得票率は、小選挙区では47・4%、比例区では42・4%であった。それでも、480議席のうち308も獲得したのは、小選挙区制を中心とした選挙区制度が効いているからである。議席数19の自民党の得票率は、それぞれ、38・6%、26・7%であった。民主党は、他の候補者・政党にも投票した「国民」が少なくなかったことを忘れてはならず、「変化」に関する粘り強い説得によって国民統合の責任を果たしていく必要がある。

自民党の敗北と道州制

2009年総選挙向けの自民党マニフェストは、「新しい国のかたちである道州制の導入に向け、

論 説

内閣に『検討機関』を設置するとともに、道州制基本法を早期に制定し、基本法制定後6〜8年を目途に導入する。」と約束していた。道州制導入は「新しい国のかたち」とされるほど重要な公約であった。自民党が、公明党と連立政権を維持できれば、当然、マニフェストの実現可能性は高まったが、政権を失ったことで、このマニフェストは画餅に帰した。

自民党道州制推進本部（2008年10月10日再編）に名を連ねた議員のうち、本部長代行、本部長代理、事務総長をはじめ、ほとんどの副本部長や幹事が落選し、旗振り役と実質的な推進役が欠落状態になった。もちろん、こうした議員たちの落選に道州制推進がどの程度作用したかは定かではないが、道州制導入はひとまず頓挫したといつてよい。経団連等は、相変わらず道州制導入が「究極の分権改革だ」と新政権に働きかけているが、無反省すぎるのではないか。

全国町村長大会は、2008年11月26日、「強制合併につながる道州制には断固反対していく」と

特別決議を行っている。これは、道州制の導入により、さらに合併を強制すれば、農山漁村の住民自治が衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくことを強く危惧したからであった。私は、かねがね、「地域主権型道州制」とか「限りなく連邦制に近い道州制」といった制度構想は、わが国の地方自治の発展、なかならず住民自治の充実・強化には結びつかないこと、道州は広域自治体にはなりえないこと、道州ということになれば、規模も実情も違う市町村を無理やり再統合せざるを得なくなることを強調してきた。

民主党の「地域主権」の意味合い

選挙戦で民主党は、「地域主権」は基礎的自治体中心の考え方であり、「広域自治体については、当然の間、都道府県の枠組みを基本とするが、都道府県等による広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討する。ただし、広域自治体のあり方については地域の判断を尊重し、国が地方に強制する

ことは考えていない」としていた。

民主党のいう「地域主権」とは、「霞が関に支配され続けていた自治体が、地域のことを地域で決める主権を回復することとされている。これは、「官僚支配の中央集権システム」への対抗概念であり、基礎的自治体を重視する「国のかたち」をイメージしたものと思われる。ただし、「地域主権」を文字通りにとれば、国土の一部を定めて、そこに主権を付与することになるから、それは現行の単一主権制の変更と連邦制への移行を意味する。現憲法下では、主権が市町村民とか都道府県民にもあるはずなく、日本国民にある。国民主権は「正当に選挙された国会における代表者を通じて」行使される。だから、軽々に、「地域主権」などというべきでない。

「地域主権」を、都道府県を廃止し、わが国を9〜13の区域に再編して、そこに「道州」を設置する根拠として使おうとするならば、それは明らかに行き過ぎである。住民自治の充実、近接性、補完性、事務・権限・財源の連結性という4原

則を基本とする分権改革を徹底していけば、わが国は、単一主権制下でも世界でも突出した分権国家になれるからである。「地域主権」の意味合いを、これにとどめるならば、民主党政権下で分権改革の着実な前進に期待が持てるだろう。

基礎的自治体重視の政策

民主党は、選挙戦で、「権限の移譲に並行する形で基礎的自治体の規模や能力の拡大を進めていく」が、「合併については自治体の自主性、多様性を尊重し、強制的な合併は行わない」と約束している。「住民に身近な自治体が、霞が関に縛られず、住民のニーズに合った行政サービスを提供できるようにする」ことは正しい方途である。そのため、「国が使う道を限定する『ひもつき補助金』を廃止し、地方が基本的に自由に使える『一括交付金』に改める」ことも、「法律や政省令による義務付け・枠付けを縮小し、自治体が住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決められるようにする」ことも、「国と地方の協議

を法制化」し、国と地方の関係を「『上下・主従の関係』から『対等・協力の関係』に改め」ることも適切な分権改革方策である。

基礎的自治体については、「その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国および都道府県から大幅に移譲します」と、事務権限移譲の推進を強調している。ただし、「小規模な基礎的自治体が対応しきれない事務事業については、近隣の基礎的自治体が共同で担う仕組みをつくるか、都道府県が担うこととします」としている。この点は、第29次地方制度調査会の答申との関係で重要である。

これまで、一定の行財政基盤を有し、法令で義務付けられた事務事業を完結的に処理できる「総合行政主体」（＝基礎自治体）を想定し、それに合致しない市町村は合併すべきだということで「合併推進運動」が展開されてきたが、これに一区切りがつけられることとなった。地制調の答申は、小規模市町村における事務執行の確保

のための方策について、「市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきである」とした。1999年以降の市町村合併の強力推進は、共同処理方式による広域連携を断念し、合併一本やりになったことに特色があった。それが修正された。「平成の大合併」とは一体何であったのか、改めて検証が必要である。

小規模市町村の扱い

「規模や能力の拡大」が容易でない小規模市町村の今後を新政権がどう扱うかは、そこが農山漁村地域だけに、国政の基本にかかわる重要性をもっている。問題は、民主党のいう「都道府県が担うこと」、答申がいう「都道府県による補完」が、どういう意味で、どういう制度構想になるかである。全国町村会は、答申を受けて、「町村の現状とその事務執行の確保方

策に関するアンケート」を全町村対象に実施中である。この結果を基礎にして、今後のあり方について、国等、関係者との「意見調整」を図っていくものと思われる。

小規模市町村の扱いを含め地方自治制度とその運用をめぐる改革課題は、原口一博「地域主権推進」担当大臣の下に置かれる「地域主権戦略局」が担当することになるが、その中心は元北海道「セ」町長の逢坂誠二議員である。政治主導で分権改革を断行する司令塔として、真に地方自治の発展に結びつくよう、ごこの地域に暮らしていても勇気と希望がもたらされる改革を進めてほしい。

「地方の再生」へ展望

町村の立場から、民主党マニフェストが「地方の再生」を強調し、「自公政権は地方の財政を急激に圧縮したうえに、地方の景気低迷に対して何ら有効な対策を講じなかったため、地方を疲弊させました。昨年来の景気後退は地方経済をさらに危機的状況に追い込んでいます。地方の自由度を大幅

に高めるとともに地方が自由に使える財源を確保することで、地方が主体の地方再生等を支援します」と約束しているのは心強い。来年3月末に期限が切れる「過疎法」に代わる新法を超党派の議員立法で成立させることも「地方の再生」のために不可欠である。

「小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし、都道府県などが肩代わり」とした2001年の「骨太の方針第1弾」には、ひっそりと、「地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ、『美しい日本』の維持、創造を図ることが重要である」という一文が書き込まれていた。「都市と農山漁村の共生と対流」は新政権も継承してよい地域政策の基本である。そして、厳しい現状にある農山漁村においてこそ、土地と暮らしたたずまい・農林漁産物・自然エネルギー・支え合いが共鳴する地域の自活システムを作りだし、町村自治の力強さを示していきたいものである。

活 動

地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合

山本全国町村会長が意見陳述

過疎法期限切れ後の新たな制度づくりなど要請

全国町村会など地方六団体の代表は、10月23日、総務省で開かれた「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」に出席した。今回は、新政権となつて初めての会合で、本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が出席した。

会議の冒頭、挨拶に立った原口一博総務大臣は、はじめに、鳩山内閣では「地域主権」の方針を掲げて取り組んでいることに加え、これには税財源の大幅な移行を伴うと述べた。また、地方交付税については、概算要求で大幅な増額としたことを



△右から二人目が山本全国町村会長

紹介。三位一体改革で大きく損なわれた地方一般歳出を回復し、地域の安全・安心を守るためには、今まで固定されていた地方交付税の法定率を上げることが大事だ、また、地域経済の下支えのためには交付税の増額が不可欠だと述べた。

一方、六団体を代表して挨拶した麻生渡全国知事会長（福岡県知事）は、新政権が「地域主権」を掲げていることについて、「今までの考え方をさらに大きく前進させたもの」とし、今後の展開に期待感を表明。

また「地域主権」のためには、立法自主権が不可欠であることから、原口大臣が103項目の義務付け枠付けの見直しに着手していることを評価したほか、財政基盤の安定・財政自主権の確立が不可欠であると述べた。さらに、国と地方の協議の場の法制化について触れ、法的な枠組みを決定していく作業をしっかり進めていってほしいと述べた。

本会の山本会長は、まず、新政権が子育て応援特別手当を廃止した問題について言及。各市町村が議会の議決を経て、長い準備期間を費やして実施段階にあるものを「ただ一声で「止め」というのはいかがなものか」と批判。新しい政策を実行する際には、事務作業を担う市町村に配慮するよう強く求めた。

次に、原口大臣が地方交付税の大幅な増額を要求したことに対して「心強い」と応じ、「もうやるんだという気持ちでぜひ取り組んでもらいたい」と強く要請した。

また、平成22年3月で期限を迎える過疎法については、個別の法制度の中で町村にとって最も大きな貢献をしてきたと評価。「皆が心配している」と町村の声を紹介し、これ以上過疎化を進めないためにも、早急に新しい制度づくりの方針を示すよう要請した。

このほか、後期高齢者医療制度については、すでに全国的に定着しているものを崩してはならないとし、保険料の見直しをした上で引き続き運営していくべきだと述べた。

これに対し原口総務大臣は、はじめに、子育て応援特別手当の廃止に際して市町村に混乱をもたらしたことについて「本当に申し訳なかった。二度とこのようなことがないように肝に銘じて頑張りたい」と陳謝した。次に、過疎法について、政府内で2つのプランを考えているとし、①現行法が切れる際に抜本的な改正案を出すか、それとも、②現行法を数年延長して足らざるところを様々な財政措置を行いながら抜本改正への議論を行っていく、そのことを検討していくと述べた。

活動

政府税制調査会

汐見副会長が地方税のあり方などで要請

政府税制調査会(会長・藤井裕久財務大臣)は、10月29日、地方団体との意見交換を行い、本会からは汐見明男副会長(京都府井手町長)が出席した。汐見副会長は、地方税に関し、国、地方が対等の立場で協議する仕組みの早急な構築や暫定税率廃止に伴う地方税の減収分に対する代替財源、全国森林環境税の創設等について、町村の立場から意見を述べた。



▶政府税制調査会に出席した汐見副会長

調査会では、はじめに原口一博会長代行(総務大臣)から、民主党政権においては国と地方は対等のパートナーであるとした上で、補助金の一括交付金化や交付税改革などの地域主権改革を行うとし、地方税を所管する立場から地方団体の声を踏まえながら地方の自主財源の充実・確保に努めるとの発言があった。汐見本会副会長は、税源に乏しい町村にとっても、地方税は地方自治の基礎をなす重要なものであり、また新政権の掲げる地域主権の確立のために地方交付税と共に地方税の充実確保による地域の財政基盤の強化が不可欠であるとした上で、①地方税のあり方の見直しや税制改正に

おいて地方の声を十分反映するため、国・地方が対等の立場で協議をする仕組みを早急に構築すること
②地方消費税を含む消費税全額の年金財源化は、地方の一般財源を一方的に奪うもので分権の流れにも逆行するものであること
③固定資産税は非課税等特別措置の徹底した見直しも含め、今後とも安定的に確保できるものにする
④たばこ税の課税方法・税率を見直す際は、市町村はこ税の現行税収総額を確保できるように措置すること
⑤自動車関連諸税について、個別町村の減収に対する明確な代替財源を示さない暫定税率の廃止には反対であること
⑥温室効果ガスの25%削減を実現するにあたり、二酸化炭素排出源を課税対象とする全国森林環境税の創設による国民的支援の仕組みの構築等が不可欠であること
⑦子ども手当は事務費を含め全額国庫負担とし、かつ住民税の扶養控除の廃止と関連づけた議論には反対であること
等について要請を行った。

季節の俳句カレンダー

はじめからやまへ傾き木の実独楽

山崎 聰

現在の都市部では「木の実独楽」で遊ぶ子どもたちを見ることも少なくなつたが、昔は「どんぐり」の総称で呼ばれるブナ科の樹木のカシ、ブナ、ナラ、シイの実などを拾つてきて、その頭に軸を刺して「独楽」を作つて遊んだもの。山里に暮らした経験のある人には何がしかの思い出の「コマ」と言えるだろう。

「木の実」も生まれ故郷の里山の方へ「傾き」たくなるようだと詠まれているが、作者自身の望郷の念を託されているようにも思える。

桐一葉飽食の世に不器用な

島田妙子

季語は「桐一葉」。一枚の桐の落葉に秋の到来を感じたという中国の古典的詩文が原点で、平安時代から文人墨客の心をとらえてきて、「一葉」だけでも「桐」のことを示すほど。

はらりと落ちる一枚の落葉に秋を感じる人がいるのに、「一方で「飽食の世」をほしいままに生きていて何も感じない「不器用な」人とも読めるが、全く逆に好き勝手に生きる飽食時代にドツとまためて散ればいいのに「不器用な」桐の木だというのが正解ではなからうか。

強そうな鴉が下りて神無月

久保田和子

季語の「神無月」は旧暦の一〇月の異称で、新暦では今年なら十一月七日が「神無月一日」に当たる。「神無月」の意味は諸国の神々が出雲大社に集まるので出雲の国では「神在月」というわけ。その神様不在の地に神の遣いともいわれる鴉の中でもひととき「強そうな」鴉が「下りて」くると詠まれたもの。

信仰心からの描写というよりは、俳人らしい目で見た面白みを感じられる。

政 策

政策解説

総額が過去最大の95兆円に — 行政刷新会議で圧縮へ — 平成22年度予算概算要求出そろう

各府省の平成22年度予算概算要求が10月15日、出そろった。鳩山内閣の発足に伴い、マニフェスト(3党連立政権合意)に掲げた新規事業実現のため、前政権が8月にまとめた予算概算要求について「全ての予算を組み換え、新たな財源を生み出す」との「予算編成の方針」を踏まえて各府省が再提出したものの。概算要求には、マニフェスト工程表に盛り込まれた「子ども手当」の半額実施(2兆3、345億円)や公立高校の実質無償化(4、624億円)、農業の戸別所得補償Ⅱ調査・モデル事業(5、618億円)、高速道路の無料化Ⅱ段階的实施(6、000億円)、雇用対策(2、685億円)など6事業が盛り込まれた。省庁別では、公共事業関係費を14・2%も削減した国土交通省が総額を6兆1、943億円にとどめたが、「子ども手当」などを盛り込んだ厚生労働省は前年度比14・8%増の28兆8、894億円にのぼり、

地方交付税の1兆円増額を打ち出した総務省も18兆5、934億円に膨らんだ。この結果、概算要求総額は95兆380億円と、09年度当初予算(88兆5、480億円)を7・3%上回る過去最大の規模となった。鳩山由紀夫首相は「不要不急なものはまだ既存要求にあるので切り込んでもらいたい」との方針を示した。今後、行政刷新会議(議長・鳩山首相)の「事業仕分け」などでムダの削減作業を進め、年内に22年度予算案を閣議決定する。一方、歳入確保は新たな政府税調で具体的な作業に入ったが、政権交代に伴い予算編成・税調のスタイルも様変わりしており、年末の地方財政対策もどのような形で展開するか、なお流動的だ。このため、総務省が打ち出した地方交付税1兆円増額に地方側は大きな期待をよせるが、その実現もなお不透明だ。

地方交付税率の引き上げと総額1・1兆円増を要求

総務省22年度予算概算要求

総務省が再提出した平成22年度予算概算要求は、総額18兆5、934億円で、地方交付税などを除く一般歳出は前年度比0・3%減の1兆1、597億円とした。マニフェストに

「地域主権」を確立し、第一歩として地方の自主財源を大幅に増やす」と明記されたことを踏まえ、地方交付税率の引き上げを含め総額を出口ベースで1兆円以上の増額を要求し

たのが特徴。

地方交付税の概算要求は、①地方財源不足の補てんを地方交付税率の引き上げで措置②三位一体改革で削減された地方自主財源を還元③すること「事項要求」として打ち出した。交付税率引き上げは、これまで財源不足は国・地方で折半して補っていたが、財源不足が恒常化しているため、その国負担相当額を

策 政

交付税率の引き上げで措置しようとするもの。さらに、地方自治体の预见性を高めるため同法定率は3年間固定するとともに、翌年度以降2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整する。具体的には、22年度の財源不足13・4兆円(地方財政収支の10月仮試算)のうち、国負担相当額4兆3、207億円を交付税率引き上げで補てんする。仮試算ベースでは交付税率は43・9%となる。

また、三位一体改革の削減復元では、所得税税源移譲額の交付税相当額(所得税の8%相当)として1兆1、512億円の増額を求めた。

この結果、出口ベースで15兆7、773億円プラス事項要求1兆1、512億円、合計16兆9、285億円(前年度比7・3%増)を計上した。なお、同日の記者会見で概要要求を説明した内藤正光総務副大臣は「今後、財務省と議論の余地があることで事項要求した」が、「三位一体改革によって失われた1兆円余りの地方交付税の減収分をなんとかしても取り戻していきたい」と意気込みを語った。

その他の個別施策では、「原口ドクトリン」を踏まえ「グリーン・ニューディール」「ヒューマン・ニューディール」を中心に据えて予

算を組み換えた。地域情報通信基盤整備推進交付金78・7億円や電子自治体のオンライン化推進等0・3億円を廃止する。その一方、新規事業として①「緑の分権改革」の推進1・6億円②ICT利活用型教育の確立支援事業10億円③地域コンテナの海外展開に関する実証実験3・9億円④安全・安心i-City推進事業82億円⑤クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発9・8億円⑥消防団充実・強化プランの推進0・5億円などを計上した。

「緑の分権改革」は、森林や食料等の地域資源を最大限活用して地域経済の振興・雇用を確保するなどにより地域の持久力を高めようとするもの。このほか、新たな過疎対策の推進等に6・8億円(前年度6・3億円)を計上。ハード・ソフト両面にわたる新たな過疎対策や集落対策、地域コミュニティ対策などに取り込む。また、「地域おこし協力隊」なども農山漁村交流プロジェクトなどと人材力の活性化等に1・6億円(同1・7億円)を計上。市町村合併体制整備補助は前年度同額の55・5億円を計上した。

(自治日報記者 井田正夫)

子ども手当に2兆2、554億円―前年度比14.8%増
厚生労働省22年度概算要求

厚生労働省は平成22年度予算概算要求の再提出内容をまとめた。一般会計総額は前年度比14・8%増の28兆8、894億円。子ども手当や年金記録問題への対応など民主党がマニフェスト(政権公約)に掲げた政策を中心に盛り込み、麻生政権時の8月末段階に比べ2兆4、761億円の大増となった。

ただ、現段階で具体額を示さず、予算編成過程で検討するとした「事項要求」が全省庁最多の11事業に上り、全て認められれば上積み額はさらに2兆円近く膨らむ可能性がある。長妻昭厚生労働相は今後、予算規模の大幅な削減努力を強いられることになりそうだ。

マニフェストの最大の目玉である子ども手当は2兆2、554億円を計上し、増加額の大半を占めた。初年度は本来の半額となる子ども1人当たり月額1万3、000円を一律支給する。長妻厚労相は同手当について

全額国費で要求する方針だが、平野博文官房長官や藤井裕久財務相は地方に負担を求めることに前向きな姿

勢を見せている。年末の予算編成では、この問題をめぐって国と地方の綱引きが激化するのには必至とみられる。政府は来年の通常国会に関連法案を提出し、6月の支給開始を目指す。子ども手当の創設に伴い、現行の児童手当制度は廃止され、同手当の国庫負担分2、066億円は削減される。

「ミスター年金」との称号を持つ長妻厚労相が「国家プロジェクト」と位置付ける年金記録問題の解決作業には1、779億円を投入。持ち主が分からない8億5、000万件に上る古い紙台帳とコンピューター記録との照合を2年間かけて集中的に取り込む。

一方、8月末の要求からの減額は978億円にとどまる。天下り法人への補助金や水道施設整備費などの削減に取り組み、コピーの両面印刷の徹底やレクリエーション経費の廃止といった行政経費の徹底した節約でひねり出した。

厚労省予算は高齢化の進展に伴う医療や年金の自然増だけで毎年約1兆円ある。財務当局が求める予算額

政 策

の圧縮は難しく、今回の再提出は新型インフルエンザの大流行に備えた体制強化や失業者増に対応した雇用対策などに重点を置いた8月段階の予算にマニフェスト関連が上積みされた形となっている。同省幹部からは「これ以上の予算削減は無理」といった悲鳴が聞こえてくる。

事項要求は▽診療報酬改定▽生活保護の母子加算復活▽後期高齢者医療制度の保険料上昇の抑制措置▽協

戸別所得補償に6.618億円ー7.5%増の2兆7.618億円 農林水産省22年度概算要求

農林水産省が15日発表した平成22年度予算概算要求は、別枠計上した戸別所得補償制度のモデル事業費3、447億円を加え、実質ベースで7.5%増の2兆7、518億円に決まった。モデル事業を除いた従来ベースの要求額は6.0%減の2兆4、071億円。また、麦、大豆や新規需要米などへの転作を奨励する従来の「水田フル活用」関係の予算を、戸別所得補償関連として2、171億円計上しており、同制度の関連費用は全体で5、618億円とした。公共事業費は、15.0%減の8、459億円。災害復旧事業費を除き、

会けんぽ国庫負担割合の引き上げ▽がん対策の拡充ーなど重要案件が目白押しとなっている。

藤井財務相は事項要求について「断固査定する。ほとんど(実現)できないだろう」と述べている。長妻厚労相はマニフェストという理想と眼前に立ちはだかる財政当局といった現実の狭間で苦闘することになりそうだ。

(時事通信記者 大月克巳)

農業農村整備、林野公共などすべての項目を一律15.3%減とした。

要求の柱となる戸別所得補償のモデル事業は、品目をコメに絞って全国一律で導入する形で実施する。具体的には、生産数量目標に従った販売農家に対し、過去3年分の平均的な生産費と販売費の差額を定額給付。補償金は全国一律単価とし、販売農家の耕作地132万ヘクタールについて行う。またモデル事業関連として、本格実施に必要なシステム開発費用や、事業推進のための市町村向けの経費を76億円計上した。

モデル事業のほか、関連予算として計上した2、171億円のうち、2、167億円は産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金など、従来の「水田フル活用」関係の事業を統合。新たに「水田利活用自給力向上事業」に衣替えし、麦や大豆、飼料用米などを生産する販売農家に、面積当たり全国統一単価を直接交付して所得を補償する。

コメの生産調整の達成にかかわらず、すべての生産者を対象とし、単価は10アル当たり、麦、大豆、飼料作物で3万5、000円、米粉・飼料用米など新規需要米で8万円、ソバ、ナタネ、加工用米で2万円とした。

また同制度の完全実施に向け、ナタネ、ソバなどの生産費や販売価格といった新たな統計データを把握する調査事業で4億円を盛り込んだ。

一方、既存事業では、中山間地域への直接支払い交付金を、8月時点の301億7、900万円の要求から265億7、900万円の減額。ただ第3期対策として、加算対象に小規模・高齢化集落への支援を加えたほか、1ヘクタールの団地要件を緩和した。

新規事業では、産地収益力向上支援事業(51億8、600万円)を実施する。市町村や普及指導員、生産

者団体などが協議会を設立し、品目に関わらず産地全体の収益向上の取り組みをソフト、ハード両面から支援する。

また、新規就農定着促進、集落営農育成・確保緊急整備支援など、市町村や担い手協議会向けのハード整備用の補助事業を統合し、「経営体育成交付金」(122億1、800万円)を新設した。従来の補助では、事業ごとに計画書を作成する必要があったが、同交付金では市町村が一括して計画書を申請。また事業の申請も単年度ことから複数年に改める。

さらに農山漁村活性化の目玉として「地域マネジメント法人」(25億8、000万円)を新設。同事業は、地域住民や企業などが、コミュニティ維持のための法人を設立する取り組みを支援。法人は、商店経営など生活支援サービスや、環境保全活動などを行う。

そのほか天下り批判を踏まえ、公益法人向け補助金を10%削減。施設補助金も4%削減した。さらに既存の16基金について、今後の執行見込みを踏まえて整理し、449億円を国庫返納する。

(時事通信記者 前田 英州)

政 策

公共事業費14%の大幅減―新規道路建設、原則ゼロ―

国土交通省22年度概算要求

国土交通省が再提出した平成22年度予算概算要求は、前年度当初比2.6%減の6兆1,943億4,500万円となった。うち公共事業関係費は14.2%減の4兆9,167億2,400万円で、前年度予算に比べて8,157億円の大幅減だった。前原誠司国土交通相はマイナス要求の理由について、「民主党のマニフェストで13年度までに公共事業全体で1.3兆円削減することになってい

る。国交省のシエラに当てはめると約1兆円」と説明した。道路関係予算は国費ベースで前年度比13.0%減の1兆5,198億9,800万円、事業費ベースで10.8%減の3兆4,481億900万円。原則として新規建設は行わないほか、予算配分は「開通時期が近い」または「工事期間が短い」事業に絞り込み、実施箇所数も2割削減する。大部分が道路整備に充てられる地域活力基盤創造交付金は、国費ベースで20.0%減の7,520億円を別枠で計上した。

今回の概算要求は、都道府県が支

払う直轄事業負担金のうち維持管理費を除いた形で提出。道路整備関係では1,000億円程度が国費に上乗せされているため、国費ベースの実質的な削減幅はさらに拡大し約20%減となる。一方、マニフェストに明記された高速道路無料化は社会実験経費として6,000億円を要求した。

河川整備など治山治水事業は1.0%減の8,030億7,400万円。前原国交相が「21年度中は用地買収や本体工事など新たな段階に入らない」と一時凍結を表明した48の直轄ダム事業は、中止を表明した八ツ場ダム(群馬県)の本体工事費を盛り込まないなど14%の大幅減だった。道庁が事業主体となり、国が補助金を出している87のダム事業は、「各道府県知事の判断を尊重する」(前原国交相)方針。「凍結」「中止」「継続」など22年度のダム建設事業の進め方は、年末の政府予算案提出時までに明らかにする予定だ。

整備新幹線事業は、現在建設が進んでいる既着工区間分として前年度

同額の706億円を要求したが、新規着工区間については、8月末に提出した前政権下の概算要求で盛り込んだ調査費7億円の計上を見送った。着工の是非に関しては、年末の予算編成までに結論を出す。

このほか、観光分野は前年度比4.1倍(257億円)の大幅増となっ

た。具体的には、国際会議の開催・誘致事業に倍増の7億円、観光を核とした地域の再生・活性化事業に17.3倍の108億円をそれぞれ計上。2泊3日以上滞留型観光が可能な「観光圏」整備事業は補助対象や補助額、補助期間を拡充する。

(時事通信記者 田村 康彦)

新刊紹介

岩波ブックレット

農山村再生

「限界集落」問題を超えて―

小田切徳美 著

岩波書店 定価 504円

電話 049128715721

著者の小田切氏は、本書執筆の動機を次のように語っている。

「最近、マスコミで『限界集落』がしばしば取り上げられる。しかし、それを強調することは、一部の農山村への関心を高める可能性があるが、他方では『特殊な問題』として、同質の問題に直面する農山村全体へ関心の拡がりを妨げる可能性もある。『限界』という言葉の強さにより、農山村全体の現実が見えづらくなっているのではないのか。」

「限界集落」問題を超えて」という本書の副題は、このような著者の思いを表したものである。しかし、こうした主張は、著者自らに、正確かつバランスの良い実態把握を求めることとなる。それ

に添えて本書では、市町村合併による農山村の「周辺化」をはじめ、近年の農山村をめぐる実態変化が、リアルに分析されている。

そして、その現状分析の延長線上に地域再生の処方箋が示される。そこでは、地域のコミュニティの再生と地域経済構造の再生という2つの柱が立てられ、前者では「手づくり自治区」と呼ぶ新しい組織の実態とその構築のポイントが論じられている。また後者では、「第6次産業」をはじめとする地域経済の新しい動きが「4つの経済」としてまとめられている。著者も強調するように、本書で紹介されている再生策のすべてが、現場で現実に行われていることであり、農山村の再生力は決して小さくない。しかし、そうであるからこそ、その動きを一層促進する政策が要請される。民主党新政権が、農山村政策として何をすべきか、本書全体が明らかにしていると言えよう。

本書は、時に誇大広告であることがある。しかし、「農山村再生」と題している本書は、タイトル通りの内容を持っている。「ブックレット」シリーズの小さな本であるが、その情報量は膨大である。ある政府系金融機関の職員は、本書を読んで、「農山村の再生策が全部書いてある。後はこれを実践するだけだ」と言ったという。農山村のフィールドワーカーであり、政策分析者としての著者の力量が遺憾無く発揮されているのである。首長、自治体関係者には是非一読をおすすめしたい好著である。

情 報



町村Naviコーナーでは掲載情報を募集しています。
掲載をご希望の場合は全国町村会広報部
(TEL03-3558110486)まで。

茨城県阿見町
「3人乗り自転車」の
購入費用を助成

町は10月から、子育て世帯の支援などを目的に、幼児2人を乗せることができる「3人乗り自転車」の購入費用の一部を助成(上限4万円)する補助事業を始めた。

3人乗り自転車は、道路交通法の改正により今年7月から44都道府県で認可されたが、値段が高価なことなどにより利用・普及が進んでいなかった。町は今回、町を管轄している警察署からの要請により助成を実施。同じ管轄地域内にある牛久市も同様の助成制度を行っている。

補助の申請は1世帯1回で、補助を受けるには2人以上の幼児の親権を持つていることや町税の滞納がないことなどの条件を満たすことが必要。また、自転車は、幼児2人を乗せても十分な①強度②制動性能③があるなど6項目の要件を満たした「BAA(幼児2人同乗基準適合者)マーク」等が貼られているものが対象になる。これらの条件を満たすと自転車の購入費用の2分の1(上限4万円)が助成される。町は、20件程度の助成を見込んでいる。

兵庫県多可町
バイオで「菜種油」の
販売開始

町は、バイオマスタウン構想を進めているが、その一環として町内の4集落が取り組んできた100%町産の菜種油「なたねの菜つちゃん」が誕生。道の駅で1本1,000円で販売を始めた。

町では、二酸化炭素を増加させない資源活用策として昨年、「バイオマスタウン構想」を策定した。同構想は、①木質バイオマスのチップ化を進めるウッドバイオマス②剪定枝や農業残さなどの堆肥化を目指すアグリバイオマス③菜種油や廃食油のバイオ燃料化などを進めるフューバイオマスの3本柱で、それぞれ10年後の利活用の数値目標も定めた。

今回、販売を始めた菜種油は、4集落が昨春秋、町内の遊休農地・耕作放棄田約3万5,000ヘクタールを活用して菜種を栽培、今年夏に搾油して商品化した。

また、回収した廃食油のバイオ燃料は町の給食配給車で利用し、木質チップは町の温水プールと青年の家のボイラーに導入。風力・太陽光発電にも取り組んでいる。また、来年4月から環境を守るため行政・事業者・町民の役割などを規

兵庫県たつの市
奈斑
景観計画策定へ
おすすすめ景観等募集

町は、豊かな自然、歴史、街並みが織り成す「斑鳩の里」の景観を守り、引き継いでいくため、景観法に基づく景観計画の策定を進めている。このため、町民の意見を計画に取り入れようと、計画策定委員会委員の一部を公募。また、町民らが身近な地域や町全体の中で日頃から魅力的と感じている景観を「あなたのおすすすめ景観スポット」として募集している。

景観計画は、景観法に基づく景観行政団体が景観行政を進める上で基本となる計画。良好な景観の形成に関する基本方針や行為の制限などを定める。

おすすすめ景観スポットは、町内外から年齢等問わず来年の1月末まで募集。計画策定委員は、町在住の満18歳以上などの要件を満たす人で2名募集。有識者と併せ10名程度の委員で、計画策定に係る事項の調査・審議を行ってもらう。

兵庫県西粟倉村
森林管理協定の申込み
を受付

「100年の森構想」を進める村は、森林所有者からの森林管理協定締結の申込みを受け付けている。同構想は、先年から受け継いできた森林を世代を超えて守り育てることを目指すもの。協定はその中心となるもので、森林所有者の森林を預かり、村の予算で効率的な整備を行い、10年間を一区切りとして長期に管理していく。

協定は、村、森林組合の三者で契約する。村が所有者から森林を預かり、施業

は組合が行う。契約期間は10年間で、以後更新ができる。

施業は、森林施行計画に基づき作業道を整備し、間伐等を行う。所有者の費用負担は一切なく、費用はすべて村が負担。木材を販売した収益は、販売費用を賄った後の半分を所有者に返し、半分は「100年の森構想」を進める財源とする。

現在、村有林が国際的な森林管理認証制度の認証を受けているが、今後は、全村の森林での認証取得を目指すという。

兵庫県本木町
熊良
「フルートレイン・ホテル」で地域活性化

町は、フルートレインの車両をJR九州から購入する。簡易宿泊施設に活用して観光振興と地域活性化につなげたい考え。

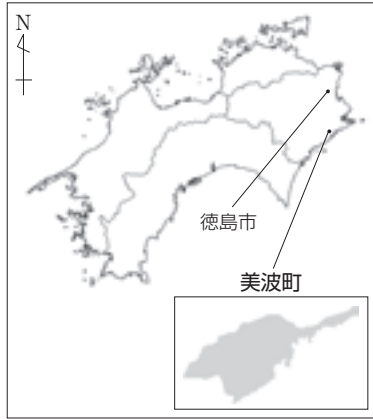
町には「えびす温泉」のほか、登録有形文化財の「石倉(米倉庫)やファミリアパーク宇宙ランド、駅前花公園、多良木えびす物産館に球磨川など多くの文化財や観光資源があるが、宿泊施設が少ないのが悩み。そこで、青い寝台特急列車・フルートレインとして知名度の高い「はやぶさ」(東京-熊本間)が今年3月に廃止されたことから、同寝台車両を3両購入し簡易宿泊施設に改良することにした。9月補正予算で車両購入や周辺整備などを含め約7,000万円を確保した。

購入する車両は、くま川鉄道・多良木駅脇の引き込み線駅に設置。うち2両を簡易宿泊所(約50人)に、1両をロビーに利用する。今後、車両をJR九州の車両基地から移送するとともに、駅舎の改修など環境整備を進め、遅くとも来年夏までにはオープンする。



孤立的小規模集落の再生物語

最大の資源は立ち上がった住民たち



小さな漁村の奇跡の復活

歴史や文化、風土などがそれぞれに異なる幾つかの集落や地域の集合体として、平成18年3月に誕生した美波町みなみ。徳島県の南部に位置し、農業と漁業を主産業とする過疎・高齢化が止まらない人口8、000人ほどの小さな町である。

厄除け寺として年間を通して参拝者が絶えない四国八十八カ所二十三番札所の薬王寺がある町、アカウミガメの上陸地として紹介される町の東端に、特別な観光地も有名な料理もない、伊

座利ざりという人口120人ほどの小さな漁村集落がある。

徳島市内から車で1時間半ほどの距離にあるが、入り組んだ海岸線と三方を山に囲まれ、かつては陸の孤島と呼ばれていた。豊かな自然に恵まれているとはいえ、生活の利便性とはほど遠く、漁業以外に働く場のない地区に、全国各地から家族ぐるみでの移住者が相次いでいる。また、地区で生まれ育った若者の定着化や13年ぶりに誕生した赤ちゃんなどにより人口が増加。高齢化率も25パーセント台まで低下した。子どもが打ち手のかき太鼓や関船の復活、ジャズが流れる漁村カフェのオープンなど、小さな漁村の奇跡の復活と称されることもある。

行政支援を諦めることができた住民たち

地区には、住民が愛着を込めて伊座利校（通称）と呼ぶ辺地二級の町立の伊座利小学校と由岐中学校伊座利分校がある。子どもたちが同じ校舎で学



みなみちよう
徳島県 美波町

△伊座利の再生物語の主役となった住民たち

フォーラム

◁集落復活の過程で、子どもが打ち手のかき太鼓も甦った



▷三方を山に囲まれ、かつては陸の孤島と呼ばれていた伊座利



小中併設校の伊座利校には、最盛期には87人の児童生徒がいたが、過疎化の進行により僅か数人にまで減少し、廃校の危機に直面した。

何とかできないかと知恵を絞った住民たちは、都市部の子どもを受け入れる留学制度の提案や、学校存続を陳情・要望した。しかし、時が過ぎても反応は鈍く、「行政が頼れないなら自分たちが」と、行政からの支援を諦めることができた住民たちは、「学校の灯火を消すな！」を合言葉に立ち上がった。

平成12年4月、全住民で構成する地域づくり活動団体「伊座利の未来を考える推進協議会」(以下「協議会」という)を結成し、「なにもないけど、なにかある！」をキャッチフレーズに、本格的に漁村留学などの草の根的な地区活性化活動を開始した。

人口が少なく、小さな地区ではあるが、その大小にかかわらず、十人十色、百人百様の考え方を持った住民たちが、それぞれの違いを認め合い、活動を義務づけず、無理をせず、グチを言わずをモットーとしている。

伊座利流の漁村留学制度

公的な補助や支援を受けず、企画から運営にいたるまで、全て住民の手づくりで始めた活動が、県内外の親子連れを対象に、伊座利校への転校を呼びかける漁村体験イベント「おいでよ海の学校へ」である。定置網漁や漁船クルーシング、磯遊びや川遊びなどを通して、住民とふれあい、地区を体感してもらおう海の学校一日留学体験でもある。これまでに15回開催してきたが、毎回定数を超える大勢の参加がある。

このような活動などを通して、伊座利校に地区外の子どもたちを受け入れる漁村留学は、子どもだけを受け入れるのではなく、親も一緒に転入してもらうのが伊座利流である。基本的に来るものは拒まずだが、転校を希望する子どもは学校で体験入学をした後、家族は協議会と伊座利校の代表との三者面談に臨む。本当に住みたいのか、住民になる覚悟があるのかといった、親の本気度を確かめる。とことん意見をぶつけ合うときもある。

漁村留学家族には、協議会が都市部に住む地区出身者から借り受け改修した空家などを住宅として用意するが、住民とは対等の関係にあり、仕事などの生

活面は全て自己責任である。こうした厳しい条件にもかかわらず、これまでに1~2年の短期を含め、全国各地から70人を超える子どもたちが漁村留学生として転校してきた。

受け入れた子どもたちを大人たちは呼び捨てで呼ぶ。子どもたちも大人たちを、クロ兄ちゃん、なおちゃん、きよしのおっちゃん、ゆりこおばちゃん、と愛称で呼ぶ。そんな大人たちが先生となつて、年間を通して様々な漁業や漁村での生活を体験する。春には、磯で刈り取ってきたヒジキを一晚かけて炊き、天日干し後、袋詰めにし、徳島市内の産直市会場で販売も体験する。



▷住民が愛着を込めて呼ぶ「伊座利校」

フォーラム

初夏には、大敷網という定置網漁を体験する。獲ってきた魚は、大人たちと一緒に買って販売もする。秋には伊勢エビ漁を体験する。子どもたちが体験で獲ってきた伊勢エビは豪華な給食となる。

つながりを深める交流

漁村留学を通じて、定住を希望する家族も増えているが、孤立的な小規模



▷「おいでよ海の学校へ」漁船クルージング体験では子どもたちも大興奮

集落が将来にわたって存続していくためには、広く地区外の志や共感を共有するよそ者、すなわち都市住民等とのつながりを深めることが不可欠なことから、地区内外で多彩な活動を行ってきた。

協議会発足直後には、関西在住の地区出身者などを対象に、大阪市内で関西伊座利応援団発足会を行った。住民の約半数が出向き、約300人の参加者に、「今、伊座利の存続が危ぶまれている。活性化策を

ともに考え、伊座利を未来に残したい」と、地区への理解と協力を求め、親交を深めた活動であるが、この活動によって、地区への愛着心がさらに醸成され、住民の士気が高まることにも、以後の活動の自信へとつながった。その後も、東京、徳島市内で地区の情報発信活動を行ってきた。交流とは、人・もの・情報が往来することであると、積極的に都市部へ向いていく一方で、地区内においても、ク

リーンアップ活動、産直市、魚介類の料理や漁船クルージングなどの体験活動を行っている。

こうした多彩な活動の積み重ねにより、関西、首都圏、徳島市内などを中心に、約1,000名の「伊座利の未来を考える応援団員」を有するようになった。

移住者のためにと空家を提供する団員、町営住宅用に宅地を無償で提供する団員もいれば、「えらい辺りなところなのに、何十回、何百回も通っているのは、大人の心意気みたいなのがあって、そういうおっちゃんやおばちゃんたちとつながっていくということに誇りを感じて、ここが大好きなんです」と地区をモデルにした物語を出版した絵本作家など、応援の形態は様々である。

新たなコミュニティの場
— 漁村カフェ —

地区内外での活動は、地区の知名度を高め、県内をはじめ、全国各地から訪れてくれるようになったが、伊座利には食事をするところがなかった。そ

▽子どもたちが愛称で呼ぶおっちゃんたちが先生となるひじき刈り体験



▷「おいでよ海の学校へ」開会式(上)、シーカヤック体験(下)

こで、新たな交流の場として、漁師のおばちゃんたちが運営する漁村カフェ「イザリCafe」を平成19年8月にオープンした。

住民全員がオーナーの店内に流れる音楽はジャズ。人気メニューはその日の朝に獲れた魚の刺身定食や天ぷら定食。挽きたてのコーヒーも評判である。

フォーラム

▷ジャズが流れる漁村カフェ外観



遠来の人たちの非日常的な会話の場、地区の食材を知ってもらえる場、住民が気軽に食事をできる場、食事の支度がおつくくなお年寄りにも利用してもらえらるようにはカレーやうどんもあるコミュニティカフェでもある。

全国伊座利化プロジェクト

人口減少時代の中にあつて、田舎(山漁村地域)の人口が増加することはある意味非現実的なことではある。今の伊座利として将来にわたつて存続していくという保証もない。しかし、ここに人が住み続ける限り、コミュニティのある地域でありたい。そう願つのは伊座利に限らずどの地域でも同じではないだろうか。慣例や前例のみの地域運営・行政運営では、ただひたすら衰退の道を歩むのみである。

そこで、伊座利ではコミュニティの新たな仕組みとして、出身者やその2世・3世たち、縁のある人たち、伊座利を訪れたら、伊座利に関心を持ち、伊座利を未来に残していきたいという「心」(愛着心、志、関心)を寄せる伊座利外に住む人たちを「伊座利人」として受け入れ、伊座利外に住みながらも伊座利の新たな担い手となる「ふるさと住民制度」を創出し、全国に伊座利人を増殖できればと考えている。

(伊座利の未来を考える 推進協議会 草野裕作)

都道府県別市町村数

(平成21年10月5日現在)

Table with 17 columns: 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計, 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計, 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計. It lists the number of municipalities in each prefecture.



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR
型式	MH22S
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)
年齢条件	30歳以上担保
運転手限定	家族限定
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱一括払



加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
限定A(割引適用済)	—	3,960円
(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327